

はじめに

平成 22 年 10 月に、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋市内で開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」、2011 年以降の新戦略計画「愛知ターゲット」、遺伝子組換え生物により生物多様性に損害が生じた場合の責任と救済に関するルールを定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。同時期に、生物多様性国際自治体会議が開催され、地方自治体と生物多様性に関する「愛知・名古屋宣言」が採択されました。

名古屋市においては、「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「生物多様性 2050 なごや戦略」を策定し、それらが目指すべき将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取り組みをすすめています。

本研究所も、これまで培った環境汚染の調査研究成果を活かしながら、脱温暖化や生物多様性などの調査研究を進めています。本研究所が設置された昭和 46 年頃は、各地で公害問題が次々と起こった時代であり、行政の要請に応じて分析を中心とした業務を行ってきました。しかし、民間分析機関が充実してきたことにより、これらの機関に委託される業務も増えてきており、研究所業務のあり方の見直しが必要とされています。

また、地球環境問題や越境汚染など広域的な問題が顕在化し、一地方環境研究機関だけでは対応できない問題が増えています。これについては、国立環境研究所・地方環境研究機関などとの共同研究に取り組んでいます。限られた資源を有効に使い、さらに新たな課題に取り組むため、より一層の研鑽に努め、時代の要請に応えていきたいと考えております。

平成 21 年度に行った事業の概要と、調査研究の報告等を取りまとめた所報第 40 号を刊行いたしました。ご高覧いただければ幸いです。

今後とも皆様のご支援とご鞭撻をお願いいたします。

平成 23 年 2 月

名古屋市環境科学研究所

所長 岩間 千晃